

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第256号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諒問事案の概要

1 公文書公開請求

令和6年1月17日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「○○地区に実施した（汚染土に関する実施した許可等の安全を証明する調査書及び国県市の議会及び許可審査された）証拠書類全部と令和5年4月19日請願。令和5年8月24日嘆願、令和5年12月28日特許侵害に至る経緯経過が分かる書類（伺い含む）環境管理課、○○保健所」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和6年1月31日、実施機関は、本件請求に対して、「○○地区に実施した（汚染土に関する実施した許可等の安全を証明する調査書及び国県市の議会及び許可審査された）証拠書類全部と令和5年4月19日請願の経緯経過が分かる書類（伺い含む）」のうち環境管理課に係るもの（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第8条各号に該当する情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を、「令和5年8月24日嘆願、令和5年12月28日特許侵害に至る経緯経過が分かる書類（伺い含む）」に係る公文書のうち環境管理課において保有するものと特定し、当該公文書が不存在であるとして、条例第12条第3項の規定により公文書公開請求拒否決定処分（本件審査請求外）を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和6年2月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諒問

令和6年9月24日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諒問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した。

2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類を隠した。県が〇〇に行政命令書がないので出せ！

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

令和6年1月31日、実施機関は、本件請求に係る公文書について請求内容を分けた公文書部分公開決定と公文書公開請求拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。

令和6年1月17日付けで審査請求人から提出された本件請求の公文書公開請求に対し、現に作成し、又は取得している文書を、個人に関する情報、法人に関する情報並びに犯罪の捜査等に支障を及ぼす情報について非公開とし、本件処分を行ったものである。

審査請求人は、「県が〇〇に行政命令書がないので出せ。」と主張されているが、特定事業の許可条件により処理した内容で、宮和海運へは行政命令していない。

以上により、実施機関は条例第12条第1項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処遇経過

本事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年 9月24日	諮問
令和7年 9月25日 第3部会（第24回）	審議
同年10月30日 第3部会（第25回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書の特定について

本件請求は、実施機関が保有する「〇〇地区に実施した（汚染土に関する実施した許可等の安全を証明する調査書及び国県市の議会及び許可審査された）証拠書類全部と令和5年4月19日請願。令和5年8月24日嘆願、令和5年12月28日特許侵害に至る経緯経過が分かる書類（伺い含む）」のうち、環境管理課において保有する

ものの公開を求めるものである。

実施機関は、公文書公開請求書の記載に基づき、上記の内容で本件請求に係る公文書を本件公文書と特定し、本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、「るべき書類」が存在する旨主張しており、実施機関が特定した公文書に不足があるとして、公文書の特定について争っていると解されるため、以下検討することとする。

審査請求人が言う「行政命令」とは、行政法でいうところの「下命・禁止」と思われる。弁明書によると実施機関はそのような行為は行っていないとのことであり、審査会で調査してもそのような事実は確認できなかった。

よって、実施機関の行った公文書の特定について不合理な点はない。

したがって、実施機関が特定した公文書のうち非公開とした部分について、当該非公開とした部分が条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当するかどうかを、以下検討することとする。

2 実施機関が非公開とした部分について

本件請求に係る公文書を当審査会において見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号又は第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、当該非公開したことについての実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」とおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	

橋本 正成	弁護士	
-------	-----	--